

事前評価調書

I 事業概要																																																																																													
事業名	交通安全対策事業（自転車通行空間整備事業）																																																																																												
地区名	一般県道 <small>とよたあんじょうじてんしゃ</small> 豊田安城自転車道（ <small>とよたしひろみちょう</small> 豊田市広見町工区）																																																																																												
事業箇所	豊田市 <small>ひろみちょう</small> 広見町																																																																																												
事業のあらまし	<p>一般県道豊田安城自転車道線は、豊田安城サイクリングロード（豊田市荒井町の一般国道 153 号を起点、安城市藤井町の国道 23 号を終点とした全長 36.3 km）のうち、豊田市枝下緑道 10.9 km を除く延長 25.4 km の自転車道である。</p> <p>当該路線は、明治用水の水路沿いに位置し、沿線には緑地や公園、文化施設等があり、多くの人に利用されているが、自転車と歩行者の分離がされていない状況である。これらのことから、本事業は、自転車道を整備することにより歩行者等の安全確保を図るものである。</p>																																																																																												
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>①歩行者等の安全確保</p> <p>【副次目標】</p> <p>-</p>																																																																																												
事業費	事業費			内訳																																																																																									
	3.9 億円			■工事費 3.5 億円、□用補費			億円、■その他 0.4 億円																																																																																						
事業期間	採択予定年度	2021 年度	着工予定年度	2021 年度	完成予定年度	2031 年度																																																																																							
事業内容	・自転車道設置 L=2.5 km																																																																																												
II 評価																																																																																													
①事業の必要性	1) 必要性	自転車と歩行者の分離がされておらず、自転車の安全で快適な通行空間が確保されていないため、自転車通行空間を整備する必要がある。																																																																																											
	判定	A	<p>A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。</p> <p>B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p>【理由】</p> <p>自転車の安全で快適な通行空間を確保するため、自転車道設置が必要である。</p>																																																																																										
②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>2021</th> <th>2022</th> <th>2023</th> <th>2024</th> <th>2025</th> <th>2026</th> <th>2027</th> <th>2028</th> <th>2029</th> <th>2030</th> <th>2031</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">工 種 区 分</td> <td>関係機</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>関協・設</td> <td>←</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>→</td> </tr> <tr> <td>撤去工</td> <td>←</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>→</td> </tr> <tr> <td>設置工</td> <td></td><td></td><td></td><td>←</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>→</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費（億円）</td> <td colspan="5">1.1</td> <td colspan="5">2.4</td> <td>0.4</td> <td>3.9</td> </tr> </tbody> </table>													2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	合計	工 種 区 分	関係機													関協・設	←											→	撤去工	←											→	設置工				←								→	事業費（億円）		1.1					2.4					0.4	3.9
			2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	合計																																																																															
	工 種 区 分	関係機																																																																																											
関協・設		←											→																																																																																
撤去工		←											→																																																																																
設置工					←								→																																																																																
事業費（億円）		1.1					2.4					0.4	3.9																																																																																
2) 地元の合意形成	暗渠化された明治用水の上部を利用して自転車道整備を行うため、用地買収は不要であり、地元の合意形成は円滑に図られる見込みである。																																																																																												

判定	A	A： 事業計画の実効性が期待できる。 B： 事業計画の実効性が期待できない。
	【理由】	円滑な事業執行環境が整っており、事業の実効性が期待できる。
Ⅲ 対応方針		
事業実施が 妥当である	事業実施が妥当である。： 上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。： 上記以外のもの。	
Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容		
<p>■対象（事業完了後5年目） □対象外</p> <p>【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】</p> <p>【主な評価内容】</p> <p>・ 自転車及び歩行者の通行に係る安全性の改善状況</p>		